

長期収載品の選定療養費について

令和 6 年 10 月 1 日より、医療上の必要によらず、長期収載品(※1)に該当する先発医薬品の処方を患者様が希望された場合は、薬剤費の一部が選定療養費(※2)の対象となり、別途料金が発生いたします。なお、詳しくは厚生労働省の下記案内をご覧ください。

※1) 長期収載品とは

後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品で、後発医薬品収載から 5 年を経過しているものや、後発医薬品置換え率 50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※2) 選定療養費とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことが出来るようにした制度の一つで、保険外併用療養費にあたるため、公費を使用している方も別途料金が発生します。(お支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります)

患者のみさまへ 令和 8 年 6 月から


先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和 8 年 6 月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。


新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ




後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

 **厚生労働省** Ministry of Health, Labour and Welfare

長期収載品の処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。